

【基本原則 1. 自律性の確保】

基本原則 1 自律性の確保

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則 1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

重点事項 1-1

会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

実施項目 1-1

遵守状況

A1 中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。

本学の中期計画である「中期方針」の策定にあたっては、対象の期間を5年（2022年度～2026年度）と定めた上で、次世代を担う若手職員を中心としたワーキンググループを発足、全部門・部署に対してヒアリングを実施して意見聴取。各部署から提起された課題や意見を集約して原案を作成。評議員会においても意見を聴取し理事会で最終決定を行った。以上のプロセスは理事会から委任を受けた常勤役員会において、確認・了承の上、遂行された。なお、次期中期方針（2027年度～2031年度）についても、同様のプロセスとなる予定である。

中期方針・事業計画ともに、策定管理は代表業務執行理事及び総務担当理事、執行管理は学園本部企画広報部長が行う。

事業計画（及び事業報告）についても、具体的な作成要領と各項目における担当部署について、常勤役員会承認を経て全学的に周知し、いずれの部門においても中期方針、事業計画、事業報告を通じて一貫性があり、それぞれの作成過程においてPDCAサイクルが機能する実効性のある作業となるように工夫をしている。

【基本原則 1. 自律性の確保】

	<p>A2 中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。</p>	<p>2022年度施行の中期方針は、2021年度までを対象期間としていた直前の中期方針を踏まえて、各部門・部署から提起された課題を纏めるかたちで策定された。なお、中期方針巻末の「年次計画策定時における留意数値項目」は、直前の中期方針の遂行結果を踏まえ、経営上、継続的に注視すべき項目として掲げているものである。次期中期方針（2027年度～2031年度）においては、直前の中期計画等に加え、現状と今後の動向を踏まえ検討を行う学園及び大学、附属校の教育と経営の方向性、将来構想を反映させた要点が整理されるなかで、それらとの関連性を明らかにする予定である。</p> <p>◆2017～2021年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy.pdf】</p> <p>◆2022～2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p>
	<p>A3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。</p>	<p>中期方針では、法人全体の人事、施設、財務・経営基盤強化に関する方針を掲げ、これに基づいて大学・附属各校が教学に関する方針を示している。また、これらの課題について5年間の「中期収支方針」を記載している。次期中期方針（2027年度～2031年度）についても、同様に財務・人事等、経営的な視点を踏まえつつ検討を行う。事業計画では、大学・附属各校が中期方針に基づき将来像実現に向けた教学施策を掲げ、その実効性を高めるために学園本部が掲げたガバナンスや人事、施設、財務に関する施策を記載している。</p> <p>◆2022～2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p> <p>◆事業計画・事業報告【https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html】</p>
	<p>A4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針に盛り込み、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。</p>	<p>本学では、中長期的な計画の方向性を定めるものとして、いわゆる中期計画等を「中期方針」と呼称しており、具体的なアクションプランについては、毎年度の事業計画に落とし込むこととしている。</p> <p>強固なガバナンス、マネジメント体制を築くために、政策を策定、管理する人材の育成や登用を積極的に行う旨を中期方針に記載している。</p> <p>また事業計画においても、中期方針に基づき円滑な世代交代が図れるよう、計画的な役職者登用、人材育成を行う旨を明記している。</p> <p>◆2022～2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p> <p>◆事業計画・事業報告【https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html】</p>

【基本原則 1. 自律性の確保】

	<p>A5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。</p>	<p>中期収支計画について、収入面では学納金収入の基礎となる学生数を過大に見込むことなく「入学定員数」を基準とすることや、他の収入についても過年度実績を基に収入を見込むことで、より実績に近い現実的な数値で教育活動収入予算を策定している。支出面では収入とのバランスを考慮し、教育活動収支差額においてプラス収支を担保することを基本として教育活動支出予算を策定している。</p> <p>ただし、大規模な施設投資計画や事業計画を予定している年度においてはその限りではなく、最終的に当年度収支差額がマイナスに転じることも想定した具体的な数値を示し策定している。それらを踏まえた中期収支計画は、繰越支払資金や繰越収支差額の見込額も含め理事会等で報告している。</p>
	<p>A6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。</p>	<p>中期方針の適正な進捗管理のため、事業計画・報告の作成にあたり、理事長・総長・学長室が主導して中期方針や自己点検・評価と連動させながら各部署からの情報を取りまとめる体制を整えた。</p> <p>ホームページ等を通じて教職員に浸透を図るほか、教職員全員が出席する会議において、理事長自らが中期方針やそのベースとなった理念について説明した。進捗管理方法については、年度毎の事業計画、事業報告の作成過程において周知を図っている。</p> <p>なお、次期中期方針（2027年度～2031年度）では、学内で共有するためのロードマップの作成と新たなKPIの設定も検討している。</p> <p>◆2022～2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p> <p>◆事業計画・事業報告【https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html】</p>
	<p>A7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。</p>	<p>中期方針・事業計画の変更が必要になった場合には、各部門から執行管理者の学園本部企画広報部長に課題提起を行うこととし、企画広報部長がとりまとめの上、評議員会・理事会に上程することとしている。</p>
	<p>A8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。</p>	<p>中期方針の進捗については、事業計画書に年次事業計画として落とし込まれ、その進捗状況及び実施結果が、毎年度の事業報告として公表されている。</p> <p>◆事業計画・事業報告【https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html】</p>

【基本原則 1. 自律性の確保】

<p>B1</p>	<p>中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を徴収したうえで、最終決定を行う。</p>	<p>高い公共性を有する学校の運営主体として、社会的責任を果たす経営体制を確立することを旨とし、潜在的リスクの回避のためにガバナンス・コード、コンプライアンス規程、キャンパス・ハラスメント及び性暴力等防止規程、危機管理規程等の遵守と適切な運用を方針として明示している。なお、コンプライアンス、ハラスメントに関する課題が顕在化した際には、申立人が、学内窓口及び学外の第三者窓口に相談できる体制を整備済みであり、常勤役員会・理事会に状況が報告される仕組みとなっている。中期方針については、常勤役員会・理事会において原案を整理したあと、評議員会に意見聴取を行った上で2022年3月17日開催の理事会で最終決定を行った。また2025年度事業計画については、2025年3月21日に、評議員会で意見聴取後、同日の理事会で最終決定を行った。</p> <p>次期中期方針（2027年度～2031年度）についても、評議員会の意見聴取に加え、若手職員を中心としたワーキンググループを発足の上、全部門・部署に対してヒアリングを実施して意見聴取した上で原案を作成、理事会で最終決定を行う予定である。</p> <p>◆2022～2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p> <p>◆コンプライアンス・内部通報制度 【https://office.swu.ac.jp/content/c_philosophy/compliance/】</p> <p>◆キャンパス・ハラスメント防止の取組 【https://office.swu.ac.jp/content/c_philosophy/anti-harassment/】</p>
-----------	--	--

学校法人昭和女子大学 私立大学ガバナンス・コード 2025年度 遵守状況詳細

【基本原則 1. 自律性の確保】

遵守原則 1-2		
会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。		
重点事項 1-2-1		
会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。		
実施項目 1-2-1		遵守状況
A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確化する。	寄附行為に、代表権は理事長、代表業務執行理事が有する旨を明記しており、理事長の有事の際には、代替りの者が代表行為を行えるなど、機動的に対応できる体制としている。また、その他学内理事の取扱う職務を内規で定めている。 ◆学校法人昭和女子大学寄附（「寄附行為と組織」） 【 https://office.swu.ac.jp/about/organization.html 】
A2	政策を策定、管理するものが理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	役員の選任・解任については寄附行為、大学役職者の選任・解任については「役職員の任免規程」に定めている。
A3	理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	理事会・常勤役員会の議決事項は寄附行為や理事会規程、常勤役員会規程において規定されている。評議員会の議決事項も寄附行為に規定されている。 ◆学校法人昭和女子大学寄附（「寄附行為と組織」） 【 https://office.swu.ac.jp/about/organization.html 】
A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	寄附行為（第21条）に定めている。
A5	理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	寄附行為（第15条）及び理事会規程に定めている。
A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。	「事務組織及び分掌規程」により各部署の業務の範囲を明確にした上で、「職務権限に関する規程」において管理職の責任の範囲を定めている。
A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	遵守事項を分かりやすくまとめたハンドブックをWEB上に公開、常時閲覧可能としているほか、法改正等については関連部署に公文書として周知し情報提供を行っている。役職者に対しては、理事会、大学部局長会、部科長会等において周知している。また、重要事項については、FD、SDの研修会等の機会を通して啓発を行っている。
B1	教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	「事務組織及び分掌規程」において、学長を、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する立場の長として定義した上で、大学部門の各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。一方、法人組織については学園本部規程において、各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。また、新任者に対し、ガイドブックを通じて組織と組織図についての周知を行っている。

【基本原則 1. 自律性の確保】

重点事項 1-2-2		
<p>会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。</p>		
実施項目 1-2-2		遵守状況
A1	<p>理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。</p>	<p>役員・評議員の善管注意義務や評議員会や監事の理事会に対するけん制機能の強化等については、2025年4月施行の私学法改正に基づき改定された寄附行為において監事の職務権限の強化等をはじめとし、明示されているが、その概念について、理事会・評議員会において寄附行為変更の際に明確な説明がなされており、役員・評議員において相互けん制の機能について十分な理解が得られている。</p>
B1	<p>理事及び評議員の双方が出席する合同懇親会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。</p>	<p>相互に理事会等の議事録を共有し、(法人及び大学の中期方針等における重要テーマについて)、理事及び評議員が共通理解に立ち建設的意見が発言できるよう仕組みを構築していく。また、合同懇談会を企画する。</p>
B2	<p>理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。</p>	<p>役員が理事会等において利害関係人となる際には、当該者が議事から外れることにより公正な審議が行われている。また、理事会の運営事務局である学園本部総務部が監事や監査室（内部監査人）等と連携を諮りながら、理事会が適切に運営されているかを随時チェックし、体制に改善すべき点が見られた場合は、理事会に課題提起を行うこととしている。</p>

【基本原則 2. 公共性の確保】

基本原則 2 公共性の確保	
<p>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。</p>	
遵守原則 2 - 1	
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	
重点事項 2 - 1	
<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	
実施項目 2 - 1	遵守状況
<p>A1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。</p>	<p>「学園の『使命』 MISSIONと『将来構想』 VISION」を踏まえ、関係する事務部署から上申された事業計画案、事業報告案をもとに理事長・総長・学長室で原案を作成、学長・副学長による協議を経て年度ごとの事業計画及び事業報告を策定している。</p> <p>◆学園の「使命」 MISSIONと「将来構想」 VISION 【https://office.swu.ac.jp/philosophy/mission_vision.html】</p> <p>◆2022~2026年度中期方針【https://office.swu.ac.jp/files/mt_policy2022.pdf】</p> <p>◆事業計画・事業報告【https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html】</p>
<p>A2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。</p>	<p>建学の精神に則り定めた大学全体の教育目標、3ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）及びキャリアデザインポリシーに基づき、学科、専攻において定めた4ポリシーをホームページで、教職員、学生、社会に向けて公表している。学生には総長・学長講話や学寮研修、新学期のオリエンテーション等で共有している。教職員には教育会議や職員をつどいを通じて共有している。</p> <p>◆教育目標・3ポリシー 【https://www.swu.ac.jp/about/policy/】</p> <p>◆キャリアデザイン・ポリシー 【https://www.swu.ac.jp/about/policy/c_policy.html】</p>

学校法人昭和女子大学 私立大学ガバナンス・コード 2025年度 遵守状況詳細

【基本原則 2. 公共性の確保】

	A3	<p>会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。</p>	<p>予算説明会において基本方針説明し、それを踏まえて学部・学科・研究科等は予算申請を行う。理事長・総長・学長室では基本方針をもとに申請内容の確認を行い、学長・副学長の協議を経て大学の予算案を確定している。</p>
	A4	<p>「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。</p>	<p>各学科等において、方針と教育課程の適切性・整合性について自己点検・評価を実施し、毎年カリキュラムを見直している。</p>
	A5	<p>「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。</p>	<p>各学科等において、方針と入学者選抜の適切性・整合性について自己点検・評価を実施し、選抜方法の見直しをしている。</p>
	B1	<p>内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。</p>	<p>認証評価結果を踏まえて、新しい内部質保証システムの構築を進めている最中である。その中で外部評価委員会の設置、学生からの意見徴収の機会どのように設けていくべきか、2026年度中に構築する予定である。</p>
	B2	<p>自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p>	<p>認証評価結果を踏まえて、新しい内部質保証システムの構築を進めている最中である。FDでは授業改善アンケートの結果に基づく授業改善、カリキュラム検証を定期的に行っている。また教務部で「学習成果に関する自己評価と学習状況に関するアンケート」を実施し、学生の学習状況を把握して教育改善につなげている。このほかIRを使い学生のGPAの変化を分析し、カリキュラムの検証を実施している。</p>
	B3	<p>リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。</p>	<p>本学では主にダイバーシティ推進機構に設置したキャリアカレッジを通じてリカレント教育を実施している。その基本方針は「企業のダイバーシティ経営を支援し、企業の価値創造と持続可能な発展に寄与することを目指します」。具体的な実施計画はホームページに公開している。 ◆ダイバーシティ推進機構【https://career-college.swu.ac.jp】</p>
	B4	<p>留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。</p>	<p>本学は「昭和女子大学は建学の精神や理念に基づき、グローバル社会で主体的に役割を担える女性の育成」を教育目標にしている。 その目標に基づき、海外留学を必須とする学科の開設、日本語教育センターを設置して受入留学生の支援の充実、昭和ポストンの設置、隣接するテンプル大学ジャパンキャンパスとの連携など、グローバルキャンパスの構築を掲げている。 https://www.swu.ac.jp/global/effort/</p>

【基本原則 2. 公共性の確保】

遵守原則 2-2			
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>			
重点事項 2-2			
<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>			
実施項目 2-2			遵守状況
	A1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	<p>「学園の『使命』MISSIONと『将来構想』VISION」において、社会的課題の解決、社会の改革のために女性の活躍が不可欠であるとして、他者と共同して課題を解決し、社会に貢献できる女性を育成することを謳っている。大学では、社会連携・社会貢献に関する方針を策定している。</p> <p>◆社会連携・社会貢献に関する方針 https://www.swu.ac.jp/about/effort/university-policy.html</p> <p>◆社会連携 https://www.swu.ac.jp/about/social</p> <p>◆プロジェクト活動【https://www.swu.ac.jp/campuslife-project/project/】</p>
	A2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組を整備する。	<p>上記の社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、現代ビジネス研究所を設置、企業・自治体等と連携してのプロジェクト型学修（PBL）を推進しているほか、各学科においてもPBLを行っている。その他、ダイバーシティ推進機構において企業と連携して、産業界における男女格差といった社会的課題の解決や女性のキャリア改革などに取り組んでいる。その他、社会・地域貢献事業の一貫として設立した社会福祉法人共生会SHOWAにおいても、共生社会の実現を目指し女性へのキャリア支援給付金事業等、様々な助成事業を行っている。</p> <p>◆社会連携 https://www.swu.ac.jp/about/social/</p> <p>◆プロジェクト活動【https://www.swu.ac.jp/campuslife-project/project/】</p>
	A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組を整備する。	<p>文部科学省のガイドラインに基づいた「競争的研究費等取扱規程」等、従来からの規程に加え、国の新たな方針に対応するため、研究インテグリティに関する規程を策定した。その規程に基づき、外国ユーザーリストを基にした各部署によるモニタリングする体制を整えた。</p>

【基本原則 2. 公共性の確保】

	B1	地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	<p>本学のキャンパスや施設のある世田谷区、千葉県館山市、神奈川県大井町・松田町のほか、PBLを通して連携を深めた三重県多気町、山形県鶴岡市、岩手県久慈市、兵庫県姫路市、佐賀県有田町等と協定を締結し、有事の際の相互支援や、観光資源を生かしての各自治体の活性化など、地域社会の課題解決に向けて協働して取組を行っている。</p> <p>◆社会連携【https://www.swu.ac.jp/about/social/】</p> <p>◆プロジェクト活動【https://www.swu.ac.jp/campuslife-project/project/】</p>
	B2	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	<p>各研究所においては公開講座を提供し、また、現代ビジネス研究所及び各学科においては地域の課題解決に向けた地域連携プロジェクトを実施するなど、学生の教育機会の提供と同時に地域や組織の活性化を図っている。</p> <p>◆社会連携【https://www.swu.ac.jp/about/social/】</p> <p>◆プロジェクト活動【https://www.swu.ac.jp/campuslife-project/project/】</p>
	B3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	<p>現代ビジネス研究所では全学的に取り組む社会・地域に貢献するプロジェクトを実施している。各学科で実施していた取組のうち他学科の学生等も参加する可能とするものは現代ビジネス研究所で運営を行い全学的にな取組に発展させている。</p>
	B4	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	<p>コミュニティサービスラーニングセンター（CSL）を発展的に解消し、学生支援課に「ボランティア支援室」を設置した。また学友会のボランティア委員会が自主的な活動をすすめ、学生支援課がその支援をしている。諸規程、体制の整備は今後進めていく予定である。</p>

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

基本原則 3 信頼性・透明性の確保

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

重点事項 3 - 1 - 1

会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視、監督機能の強化を図る。

実施項目 3 - 1 - 1

遵守状況

A1	『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	積極的に研修会・研究会に参加、また、学内においても各種会議に陪席、監査室と連携を図るなどしながら情報収集の上、綿密な監事監査計画を策定しており、監査報告書は毎年度理事長に提出されている。
A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	監事監査ガイドラインに基づき、監事監査計画、監事監査報告書等を有効に活用し、監事監査の実効性を高めている。
A3	監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	寄附行為において定員は「2人以上3人以内」とされている。監事が同時に退任とならないように、就任時期をずらすようにしているが、同時退任の場合は、新任者に対して、退任予定者が時間をかけて引き継ぎを行える仕組みも整えるなど、監事監査の継続性が途切れることのないようにしている。
A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	監事が、評議員会、理事会だけでなく、常勤役員会に毎回出席しているほか、教授会などの教学系の重要会議にも陪席しており、その席で必要に応じて意見を述べている。
A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	A4に記載のとおり、各種会議の場において、日常的に教職員と意見交換がなされているほか、資料等の情報提供の求めがあれば、積極的に開示している。
A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する	本学の監事は常勤監事、非常勤監事2名の3名体制であり、非常勤監事も会議の参加のために毎月来校しているほか、三者は日頃よりメール等でコミュニケーションを図っている。

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

	B1	<p>常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にすることで常勤監事がある状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。</p>	<p>常勤監事を登用しており、監査室、会計監査法人とコミュニケーションを図りながら、効率的に三様監査を行える体制を整えている。</p>
	B2	<p>監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。</p>	<p>決算についての意見交換を行う等、公認会計士と緊密に連携を図っているほか、顧問弁護士等の外部の専門家と必要に応じて連携を図ることができる体制を整備している。</p>
	B3	<p>監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。</p>	<p>監事の任期は3年とし、監事全員が同時に交代することがないように留意し、監事監査の継続性を勘案して監事候補者を選任している。</p>

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

重点事項 3-1-2		
<p>会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。</p>		
実施項目 3-1-2		遵守状況
A1	会計監査人の選任は、監事はその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	2025年度の改正私学法施行をうけ、監事出席もとの理事会・評議員会の合議により会計監査人を選任している。なお両会議に候補を上申するにあたっては事前に監事の意見を聴取している。
A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	監査法人と監事との意見交換及びヒアリング、監査法人と理事長とのヒアリング及び意見交換の場を設定している。また、会計監査人の監事報告会に理事長直轄組織である監査室職員の陪席をはじめ、相互連携環境を構築している。
A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等とが協議する場を設定する。	会計監査人による監査計画説明、監査報告及び定期的に行われる理事長ヒアリング時に監事が必ず同席しており、協議を行っている。また、会計監査人による監事へのヒアリングの際には監査室も同席しているほか、監事と監査室は、都度コミュニケーションを取っている。
A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	実施項目 3-2-2 「A4」 のとおり、定期的に財務主管理事、財務部長・会計監査人とが集まり、率直な意見交換や情報交換を行う場が設けられている。また、本法人の資金運用は、細則に基づき、理事長を長とし、財務主管理事が加わった資金運用委員会において適切に管理されている。

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

遵守原則 3-2		
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>		
重点事項 3-2-1		
<p>会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p>		
実施項目 3-2-1		遵守状況
A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	<p>役職者の選解任、役員報酬の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。特に役員を選任根拠や報酬基準については学外にもホームページで公開されている。</p> <p>◆役員紹介・役員報酬基準【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
A2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	<p>コンプライアンス違反が疑われる事象を把握した場合には、速やかに常勤役員会・理事会に報告され、対応について慎重に協議がなされている。</p>
A3	理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	<p>2025年1月23日の理事会で内部統制システム整備の基本方針を定め、本指針内で、「重要会議（理事会・評議員会等）の議事録など、理事の職務執行に係る情報を適切に作成・保存・管理する」ことを明記しているほか、議事録等の理事の職務執行に関する情報は、寄附行為及び文書管理規程に基づいて適切に管理を行っている。</p>
A4	不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	<p>常勤理事においては、内規によりそれぞれの主管職務を規定している。その他職員については、「事務組織及び分掌規程」において各部署の業務の範囲を規定、「職務権限に関する規程」において管理職の責任の範囲を規定している。なお、遵守事項を分かりやすくまとめたハンドブックをWEB上に公開、常時閲覧可能としているほか、法改正等については関連部署に公文書として周知し情報提供を行っている。</p>

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

A5	<p>個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。</p>	<p>個人情報とはどの種の情報であるかを定義づけた上で、保護の方針を「情報セキュリティポリシー」として学内外に公表、日常業務において本ポリシーに基づいた情報管理規程、情報管理規程細則に準拠して厳格な情報管理を行っている。なお、規程・細則には情報漏えいの防止策・有事の際の対応方法についても具体的に定めている。</p> <p>◆個人情報の保護について 【https://www.swu.ac.jp/examinee/student/studentlife/privacyprotection.html】</p> <p>◆個人情報保護 【https://www.swu.ac.jp/about/effort/individual.html】</p> <p>◆情報セキュリティポリシー 【https://office.swu.ac.jp/philosophy/attempt/security_policy.html】</p>
A6	<p>理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。</p>	<p>内部統制システム整備の基本方針において、リスク管理に関し、「危機管理規程」及び理事長の定める危機管理に係るガイドラインにおいて、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にすることを定めている。</p> <p>資金運用においては、資金運用委員会、災害・コロナ禍関連などについては危機対策本部に、構成員として理事長や理事が加わっているため、常に最新状況が共有され早期にリスクの発生や損害の可能性を把握できる体制が整っている。なお、情報収集にあたっては、個人情報の保護に関する規程、情報セキュリティポリシーを遵守し情報管理の徹底に努めている。</p>
B1	<p>理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。</p>	<p>役職者の選解任、役員報酬の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。特に役員を選任根拠や報酬基準については学外にもホームページで公開されている。</p> <p>◆役員紹介・役員報酬基準 【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
B2	<p>理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p>	<p>理事長は常勤化しており、理事長及び代表業務執行理事は、3か月に一度、理事会において職務執行状況の報告を行っており、定期的な説明責任が確保されている。また、理事会規程では、経営、学校運営等、理事長が幅広く理事会に報告し、理事会の審議に付するよう、努めなければならない事項も定めているほか、内部統制システム整備の基本方針では理事会規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ることも定められている。</p> <p>利益相反及び責務相反については、寄附行為にて、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、ことを明記している。</p>
B3	<p>理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。</p>	<p>理事選任機関である理事会には、理事以外に、監事、総長が同席しているほか、評議員会でも意見聴取を行い、理事会及び理事からの中立性を確保している。</p>

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

B4	<p>理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。</p>	<p>理事の再任、重任にあたっては、経歴書をもとに評議員会での意見聴取と、人事案について同意を得た上で、理事選任機関として本理事会で最終決定することとしており、評議員会によるチェックにより、ガバナンス体制の機能不全を抑制する枠組みを設けている。また、過去の寄附行為の変更認可申請において、過渡期対応のため既存理事・評議員の任期を延長する条項を設けたこともあり、安定性を確保しながら移行を進めるガバナンス配慮を行っている。</p>
B5	<p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。</p>	<p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、調査により慎重に事実確認がなされたあと、総務部長・人事部長等が顧問弁護士と連携しながら対応案を策定し理事会に提示する。また、対応決定の際には、国際企業の代表取締役経験者などの外部役員の知見を仰ぎながら、慎重に審議を行っている。</p>
B6	<p>職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</p>	<p>常勤理事においては、内規によりそれぞれの主管職務を規定している。その他職員については、「事務組織及び分掌規程」において各部署の業務の範囲を規定、「職務権限に関する規程」において管理職の責任の範囲、権限の委譲について規定している。</p>

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

重点事項 3-2-2		
<p>会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。</p>		
実施項目 3-2-2		遵守状況
A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	<p>監事の選解任の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。</p> <p>◆役員紹介【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
A2	評議員の選解任方法の開示等によって、透明化を図る。	<p>評議員の選解任の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。</p> <p>◆評議員紹介【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	<p>寄附行為、理事会規程及び評議員会規程により、理事会・評議員会の役割・権限が明確化されているほか、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない案件が生じた際には、意見聴取を行うため臨時評議員会を適切に開催している。</p>
A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	<p>財務主管理事・財務部長・監事・会計監査人・監査室が理事長のもとで意見交換を行う機会があり、相互に情報交換を行いながら、それぞれの知見から効率的に監査を行える体制が整っている。</p>
A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	<p>コンプライアンス違反が疑われる事象を把握した場合には、速やかに理事長、監事が出席する常勤役員会・理事会に報告され、対応について慎重に協議がなされている。</p>
B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	<p>役員報酬の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。特に役員の選任根拠や報酬基準については学外にもホームページで公開されている。</p> <p>◆役員紹介・役員報酬基準【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
B2	監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	<p>監事は、評議員会への出席を通じて、評議員との定期的な意見交換を行っている。</p>
B3	評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	<p>評議員報酬の決定プロセス及びその決定については、全教職員に対して理事会等審議結果がメール通知されることにより、全学周知と透明化が図られている。また、評議員の報酬基準については学外にもホームページで公開されている。</p> <p>◆評議員紹介・役員及び評議員の報酬等に関する規程【https://office.swu.ac.jp/about/officer/】</p>
B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	<p>内部統制システム整備の基本方針において、理事又は教職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等が発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告することとなり、評議員会への情報伝達をスムーズに行うことができる。</p>

学校法人昭和女子大学 私立大学ガバナンス・コード 2025年度 遵守状況詳細

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

重点事項 3-2-3		
<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。</p>		
実施項目 3-2-3		遵守状況
A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	法人事務部門系統、大学・附属校といった教学部門系統から独立するかたちで、理事長直下に「監査室」を設置している。
A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	遵守事項を分かりやすくまとめたハンドブックをWEB上に公開、常時閲覧可能としているほか、法改正等については関連部署に公文書として周知し情報提供を行っている。役職者に対しては、理事会、大学部局長会、部科長会等において周知している。また、重要事項については、FD、SDの研修会等の機会を通して啓発を行っている。
A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	内部監査規程を整備の上、随時、監事や会計監査人と連携しながら定期監査や臨時監査を行っている。
A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	外部理事に国際企業の代表取締役経験者等の有識者を登用しており、意思決定の際に高度な専門的見地から適切な助言を得ることができるほか、理事会の事務責任者が常時、顧問弁護士と相談できる体制を整えている。
B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	監事・会計監査人・内部監査室による「三様監査体制」が整備されており、これにより内部統制の機能性を多角的にチェックしている。
B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議手続及び決定内容の適正性について監査を行っている。

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

重点事項 3-2-4		
	会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。	
	実施項目 3-2-4	遵守状況
A1	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考にして）部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	内閣府告示第118号に準拠したコンプライアンス規程を策定、また、学外に第三者窓口を設けるなどした内部通報制度を確立している。また、コンプライアンス違反が疑われる事案が発生した際には、常勤役員会・理事会に報告が上がる仕組みとしている。
A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	内部統制システム整備の基本方針において、コンプライアンスに関する相談又は不正に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わないことを定めている。また、コンプライアンス規程には、「内部通報者が不利益な取扱いをされたことを把握した場合には、適切な救済・回復の措置を取る」ほか、不利益な取扱いの防止に関する具体的な条項がある。
B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	HP内のコンプライアンスページに、外部通報・相談窓口を明示しており、通報先として、学内だけでなく第三者機関（外部）を利用している。
B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	今後、理事及び監事を対象としたガバナンス研修会を企画するなど、ガバナンス管理体制を強化し、機能不全等の発生に適切に対処する。

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

遵守原則 3-3		
会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在するステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。		
重点事項 3-3-1		
会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。		
A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	<p>大学があらゆるステークホルダーに対して公開すべき基本情報については、公開の義務を寄附行為で定めた上で、ホームページ上の「情報の公開」ページにおいて一元的に管理・公開しているほか、その他の情報についても、求めがあれば、ホームページにおいて明示している「教育情報に関する公開・開示要領」の基準に基づき開示することとしている。</p> <p>◆情報の公開—その他の公開情報【https://www.swu.ac.jp/about/disclosure/】</p> <p>◆寄附行為と組織【https://office.swu.ac.jp/about/organization.html】</p>
A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	<p>A1のとおり、あらゆるステークホルダーに開示すべき大学の主要な情報は、ホームページの「情報の公開」ページに集約して公開しており、それぞれの情報の主管部署が最新の情報に更新する仕組みとなっている。</p> <p>◆情報の公開【https://www.swu.ac.jp/about/disclosure/】</p>
A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	<p>理事会において決算の内容を含めた事業報告が確定、評議員会への報告がなされたあと、速やかにホームページ上で公開している。なお、毎年度の事業計画は、「中期方針（中長期計画）」に基づき、その達成の状況について事業報告がなされている。また、財務情報のホームページに掲載されている計算書類「貸借対照表」の注記「（2）学校法人の出資による会社に係る事項」において、子会社「株式会社カリヨン」、「駒澤パークインターナショナルスクール株式会社」に対する出資割合を明示している。</p> <p>◆財務情報【https://office.swu.ac.jp/data/finance.html】</p> <p>認証評価結果、外部評価結果等については、ホームページの「情報の公開」ページにて公表している。</p> <p>◆情報の公開【https://public-info.swu.ac.jp/】</p>
A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。	2026年度に向けて内部統制システムを見直し、その内容について2025年度事業報告書に掲載する予定である。
B1	公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	問合せ窓口を学園本部総務部であることを明示しており、外部からの重要な指摘事項については総務部がとりまとめの上、関係部署と協議、日常の業務運営に反映させていくこととしている。

【基本原則 3. 信頼性・透明性の確保】

重点事項 3-3-2		
		会員法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。
A1	公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	ホームページの「情報の公開」ページにおいて、理事長・総長・学長室が中心となり主要情報を一元管理し、各情報の主管部署に対して更新チェックを行うことで包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性を維持している。 ◆情報の公開【 https://public-info.swu.ac.jp/ 】
A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	企画広報部が大学全体のホームページの構成を管理しており、大学の主要情報にトップページから2~3クリックで内容を閲覧できるように情報を配置している。
A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	事業報告において学校法人特有の表示がなされる財務情報について、企業会計との相違点や科目についての説明を付記の上情報を開示している。 また、財務関係比率については、値の高低による評価方法も付記しており、ステークホルダーの理解の一助となるように工夫を加えている。 ◆財務情報【 https://office.swu.ac.jp/data/finance.html 】
A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	理事会において定期的に傘下法人の経営・財務に係る報告が行われているほか、監事が傘下法人の経営状況についても監査を行っており、透明性が図られている。
B1	webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	内部統制システム整備の基本方針において、監事が情報の整備・保存・管理及び開示（Web 公開を含む）体制」について監査を行うことを示しており、監事による公開情報の適正性・信頼性のチェックを実施している。
B2	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	事業計画・事業報告において、平易な言葉遣いを心がけるほか、A3のとおり説明を付記するなど、本学特有の用語について注釈を加えるようにしている。 ◆事業計画・事業報告 【 https://office.swu.ac.jp/philosophy/business.html 】

【基本原則 4. 継続性の確保】

基本原則 4 継続性の確保

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

重点事項 4 - 1

会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。

※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

実施項目 4 - 1

遵守状況

A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	理事会・常勤役員会・評議員会の構成員に対しては、会議の開催通知とともに専用WEB上に資料を事前掲載しており、会議当日の活発な議論に繋げている。
A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	評議員の定員について、理事（最大11名）の2倍以上となる28～38人としており、現員は例年32～34名で推移してきたが、2025年度の改正私学法施行にあたり、評議員会の審議機関としての機能を高めるべく、定員を12名から16名、現員を14名に絞り込んでいる。
A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	教職員人事においては、積極的な女性管理職や若手管理職の登用に取り組んでいるほか、シニア人材の専門職としての登用を検討するなど、ダイバーシティ&インクルージョンを実現すべく改革に取り組んでいる。
A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に登用する。	理事・評議員の人選にあたっては、積極的に外部人材に登用することとしており、特に理事においては、外部人材が約半数を占めている。また評議員において、学識経験者枠だけではなく、卒業生枠においても他大学において幹部として活躍する人材に登用することとしている。
A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	評議員の選任にあたっては、各校同窓会の幹部のほか、大企業の現役幹部など、多様なバックグラウンドを持つ人材に登用している。
A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	理事会における重要決定事項の審議にあたっては、事前に外部理事に対して状況説明の上ヒアリングを通して意見聴取を行うなど、十分に意思疎通に努めている。

学校法人昭和女子大学 私立大学ガバナンス・コード 2025年度 遵守状況詳細

【基本原則 4. 継続性の確保】

A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学連盟等が主催する研修会、会議等に関する情報を随時提供している。
B1	理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	理事会・常勤役員会・評議員会の構成員に対し、情報共有に努め、会議資料、議事録について過去分を含め、専用WEB上に掲載しいつでも確認できるようにしている。
B2	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	代表業務執行理事は、主要会議の構成員になっているほか、稟議書の決裁権も有しているため、会議や稟議に係る決議・決裁等の情報を迅速に把握し、経営判断できるよう、ワークフローやデータベースが活用されている。
B3	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	常勤役員会・理事会・評議員会における決定事項は、理解を促すための解説も付記しつつ教職員用ポータルサイトに掲載、メールで即日通知を行っている。

【基本原則 4. 継続性の確保】

遵守原則 4-2		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。		
重点事項 4-2-1		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。		
	実施項目 4-2-1	遵守状況
A1	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	事業報告において学校法人特有の表示がなされる財務情報について、企業会計との相違点や科目についての説明を付記の上情報を開示している。 また、財務関係比率については、値の高低による評価方法も付記しており、ステークホルダーの理解の一助となるように工夫を加えている。 なお、財務関係比率については、値の高低による評価の仕方を付記することにより、ステークホルダーが本学の財務状況をより深く理解できるようにしている。 ◆財務情報【 https://office.swu.ac.jp/data/finance.html 】
A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	予算編成方針は常勤役員会、理事会の議案とすることで経営状況の可視化を図っているほか、借入金については理事会の決議事項として寄附行為に定められているように、財務状況に関する重大な懸念がある場合には、常勤役員会、理事会で慎重な審議が行われ、審議結果として開示されることとなる。
A3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	中期方針（中長期計画）・事業計画・事業報告のいずれも、理事会や評議員会における審議の際に、丁寧な説明を尽くしており、両会議において活発な議論がなされ、計画の遂行にあたり有益な意見が出されている。
重点事項 4-2-2		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。		
	実施項目 4-2-2	遵守状況
A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	大学運営方針の中で、「中・長期の財務計画を策定し、計画に沿って安定的な財務運営を行う」ことを明記しているほか、中期方針（2022年度～2026年度）を策定し、この期間をターゲットとした財務・経営戦略を立てている。また、長期計画（将来構想）でも「安定した財政基盤を整備すること」を急務の課題として掲げながら、コスト効率の改善、積立資産の活用、寄附制度の充実等に取り組んでいる。
A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	研究支援課において、科研費をはじめとする外部資金の採択率向上及び受入れ件数の拡大に向け、円滑な事業運営や全学的な研究推進の支援を行っている。

【基本原則 4. 継続性の確保】

A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	<p>対企業・自治体については、プロジェクトの内容に応じて、現代ビジネス研究所又はダイバーシティ推進機構が、大学間連携は理事長・総長・学長室、高大連携についてはアドミッションセンターが中核となって協働プロジェクトを推進している。</p> <p>◆S-LABO（プロジェクト活動）【https://slabo.swu.ac.jp/】</p> <p>◆昭和女子大学ダイバーシティ推進機構【https://career-college.swu.ac.jp/】</p>
A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	<p>資金運用細則に基づき、理事長を長とし、財務担当理事を構成員に加えた資金運用委員会において決定した方針のもと、適切に資産形成が行われている。また、その状況について、定期的に理事会への報告がなされている。</p>
B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	<p>2017年度より寄附行為に「不動産賃貸業・管理業」を定義して収益事業を開始し、収益事業を通じて得られた収益を学校会計に繰り入れることで、学納金や授業料などに依存するだけでない財源確保の実現に努めている。なお、寄附行為上、収益事業を「収益事業会計」として独立した会計区分に定めることにより、収益事業の収支が透明に管理され、収益事業としての健全性を確保しつつ、かつ利益を学校運営に還元されるよう整備している。</p>
B2	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	<p>2022年度施行の新中期方針に基づき、卒業生、産学連携のプロジェクト型学修などを通して縁故のある企業、学生の就職先企業等、学外のステークホルダーとのエンゲージメントを強化するため「ステークホルダー連携委員会」を発足し、一層の財政基盤強化を図っている。卒業生や企業等学外のステークホルダーからの寄附受入れに係る業務は学園本部総務部が担当し、「サポーターズ・クラブ」を中核として積極的にプロモーションを推進している。</p> <p>◆昭和女子大学サポーターズ・クラブ【https://office.swu.ac.jp/s-club/】</p>
B3	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	<p>B2のとおり、中期方針において重要視された学外のステークホルダーとのエンゲージメント強化について、理事長・学長自らが、教職員会議等でその理念を直接語りかけている。</p>
B4	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	<p>寄附募集の際には、専用ホームページや趣意書等において建学の精神や大学のミッション・ビジョンに基づく目的を明示するほか、寄附者が、大学の講座に参加できる、施設を利用できる等企画を通して、学園コミュニティの一員としてメリットを享受できることが伝わるように工夫をしている。</p> <p>◆昭和女子大学サポーターズ・クラブ【https://office.swu.ac.jp/s-club/】</p>

【基本原則 4. 継続性の確保】

	B5	<p>補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。</p>	<p>研究助成金等に係る情報は研究支援課が収集し、学内の研究者向けに学内WEB上にて提供している。また、研究成果については、学術機関リポジトリを通じて学外に公表をしているほか、メディアに対してプレスリリースを配信し、ホームページにて積極的に発信している。その他、グローバルセミナーの開催等を通じて、積極的な研究成果の公開、社会還元のための取組を行っている。</p> <p>◆昭和女子大学学術機関リポジトリ【https://swu.repo.nii.ac.jp/】</p> <p>◆ニュース【https://www.swu.ac.jp/news_all/press.html】</p>
	B6	<p>教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。</p>	<p>2024年度から、返礼品制度を開始したほか、オリジナルの趣意書作成や、附属校における入学予定者向けの寄附制度の整備等、多角的に寄附金の募集活動を展開している。</p>

【基本原則 4. 継続性の確保】

重点事項 4-2-3			
<p>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。</p>			
実施項目 4-2-3			遵守状況
A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。		危機対策本部メンバーが集まり、シミュレーションを行った上で、消防・警察・リスクマネジメント会社等専門家からのアドバイスを受けて、適宜マニュアル更新を行っている。
A2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。		不適切な事案が生じた際には、類似事案の抑止の目的もあり、理事会決議に基づき、個人情報に十分に配慮しながら事実と懲戒内容を公表。また、不適切事案が生じた部門に対しては、理事長・副理事長・代表業務執行理事、学長等が、直接注意喚起を行った上で、全体に対して臨時の研修を行うなどして再発防止に努めている。
A3	危機等の発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。		危機管理規程に基づき、理事長を長とした上で、基幹メンバーのほかに案件に応じてその事案を所管する教職員を招集の上、危機対策本部を設置、頻回に情報交換を行いつつ、具体的な対応方針を決定している。また、危機の拡大を防ぐため、教職員に対して、常時、予防に有用な情報の提供も行っている。
A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。		情報セキュリティポリシー、情報管理規程及び情報管理規程細則を制定し、ユーザーID、パスワード、アクセス権、学外からのネットワーク接続利用等について規定し、教職員はこれを遵守しているところである。 なお、権限設定のさらなる適正化を図るため、2026年3月に外部機関による情報セキュリティ診断を受診した。同診断による客観的なチェックを経て抽出された課題や対応すべき事項を診断報告書として受領し、今後の設定・運用に反映させる計画である。
A5	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。		情報セキュリティポリシー等の整備に加え、情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、体制の維持・向上を図っている。 運用の検証として、事務局対象の標的型攻撃メール訓練を実施（2025年12月）したほか、客観的な評価を得るべく外部機関による情報セキュリティ診断を6部署合同で受診（2026年3月12日）し、本学内のセキュリティへの取り組みを組織的な共通認識として確認できた。外部機関からの診断報告は3月24日を予定している。 有事の際は、情報管理統括責任者への即時報告や委員会へのレポート回付など迅速な情報共有を行っている。実際に発生したインシデント（実害なし）においても、これらの手順に則り適切に対応した。なお、高度な事案にはサイバー保険等を活用し、外部組織の支援を得る体制としている。

【基本原則4 継続性の確保】

	A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	<p>キャンパス・ハラスメント及び性暴力等防止規程や通報窓口について学内外に周知しているほか、定期的に研修を通して啓発を行っている。また、日本私立大学連盟による声明「私立大学におけるセクシュアルハラスメント・性暴力の防止について」を全学に周知し、重ねて啓発を行っている。</p> <p>◆キャンパス・ハラスメント防止 【https://office.swu.ac.jp/philosophy/attempt/anti_harassment.html】</p>
	B1	重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	<p>2025年1月23日の理事会で本法人の業務の適正性を確保するための体制の整備に関し内部統制システム整備の基本方針を定めている。本指針内で、リスクの統括管理については、総務部が一元的に行い、リスクの状況を理事会に報告すること、監査室は、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果を理事長に報告することを定めている。</p>
	B2	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。	<p>危機管理規程、消防計画（緊急対応時の人員配置含む）、防災マニュアルに関する情報を一元的に集めてポータルサイトにて公開、また定期的な訓練によってその内容を浸透させている。</p>

【策定管理者】 代表業務執行理事 沼 明彦・総務主管理事 武藤 空男

【執行管理者】 学園本部総務部長 武藤空男

【事務局】 学園本部総務部 総務課